

内海小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 作成

平成29年8月 改定

目 次

- 1 はじめに
- 2 「いじめの定義」について
- 3 「いじめの理解」について
 - (1)いじめに見られる集団構造
 - (2)いじめの態様
- 4 いじめの防止等の取組
 - (1)いじめの防止等の対策のための組織
 - (2)いじめの防止
 - ア 道徳教育と体験活動等の充実
 - イ 児童会活動等の活性化
 - ウ 児童の人権意識の向上
 - エ 授業づくりの工夫・改善
 - オ 開かれた学校づくり
 - カ インターネット上のいじめの防止
 - (3)いじめの早期発見
 - ア アンケート調査等の実施
 - イ 教育相談体制の充実
 - (4)いじめへの対処
 - ア 安全確保
 - イ 事実確認
 - ウ 指導・支援・助言
 - エ 情報提供
 - オ 関係機関との連携
 - カ インターネット上のいじめへの対処
 - キ 継続的な指導・支援
 - ク 「いじめ解消」についての判断
 - (5)家庭・地域との連携
 - (6)教職員の資質と能力の向上
 - (7)取組内容の点検・評価
- 5 重大事態への対処
 - (1)重大事態の判断と報告
 - (2)重大事態に関する報告、調査の実施、結果の報告と提供

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童を苦しめることはもとより、人間としての尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校を含めた全ての学校で起こりうるとの認識をもって取り組まねばならないものである。

そのためには、保護者や地域の方々、関係機関との連絡を密に取り連携を図りつつ、学校組織全体でいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われる時は、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めねばならない。

内海小学校では、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」と国・和歌山県・海南市の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、学校全体で組織的に「いじめの防止・いじめの早期発見・いじめへの対処」を総合的・効果的に推進するために、「内海小学校いじめ防止基本方針」を作成した。

2 「いじめの定義」について

【いじめ防止対策推進法第2条(定義)】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法」第2条で上記のように規定されており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが国の「基本方針」で示されている。

この定義は、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で平成18年度以降採られている『「いじめ」とは、『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。』と基本的に同様のものであり、それはこれまで本校が「いじめ」の判断基準としてきたものである。

また、いじめの認知については、国の「基本方針」に示された次の事項に留意して行うこととされているが、平成29年3月14日の改定によって「けんかは除く」とされていたものが、「けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」とされたことに、十分留意するものとする

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾・スポーツクラブなど当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指すこと。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味すること。
- 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容を見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断すること。
- インターネット上で誹謗中傷された児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとること。

3 「いじめの理解」について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、「いじめに見られる集団構造」や「いじめの態様」について理解することが必要である。

(1) 「いじめに見られる集団構造」

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在となる。

また、一見、仲が良く見える集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要している場合があるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) 「いじめの態様」

いじめは、冷やかしやからかい、悪口など、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要などがある。たとえ、冷やかしやからかいなど、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになりうる。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合があることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、国の「基本方針」に示された次のような例を参考にしながら判断するものとする。

<暴力を伴うもの>

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする など

<暴力を伴わないもの>

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ノートや教科書、机などに落書きをされる

4 いじめの防止等の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するため、学校長が任命した構成員からなる、内海小学校いじめ防止対策会議を設置する。

イ いじめ防止対策会議の構成は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導担当教員、教育相談主任、人権教育担当教員、低中高学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

ウ いじめ防止対策会議は、国の「基本方針」に示された次の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や検証・修正の中核としての役割

○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 など

(2)いじめの防止

いじめの防止のため、教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促し、人権尊重精神の涵養を目的とする教育活動を行うとともに、以下の内容に留意しながら児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育と体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度の醸成を図るため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動など、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 児童会活動等の活性化

学級活動などで互いの意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感などを高める。

児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であることを踏まえ、児童に人権に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自他の大切さを認める態度、行動力を育成する。また、一人一人が大切にされ、安全・安心が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの工夫・改善

学習規律を大切にし、児童がわかる、できる喜びや実感を得られるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

いじめの防止等について、保護者への周知と定期的な情報交換に努めるとともに、学校評議員・学校関係者評価委員や地域の協力を得て、いじめ防止のために家庭と地域が相互に協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童に対し、SNSなどを含むインターネット上の不適切な書き込みなどが重大な人権侵害行為になることを十分に指導するとともに、外部の専門家などを招いてインターネットの利用のマナーやモラルについて学習する機会を設ける。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりなどに関する重要性の周知徹底を図る。

(3)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、問題の複雑化・深刻化を防ぎ、早期の解決を容易にすることにつながる。日頃から児童を見守り、信頼関係の構築に努めるとともに、児童が示すささいな変化や兆候を見逃さないようにし、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

ア アンケート調査等の実施

「いじめアンケート」を6月と12月に実施し、「学校生活アンケート」を10月に実施する。アンケートは、回答の時間を十分に確保し、「無記名」で行うとともに、回収する際は、学級担任に直接提出するなど、児童が自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任等は、アンケート調査の結果について気になることがあれば、生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職員に報告する。また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノートなど、教職員と児童の間で交わされる日記なども活用する。

イ 教育相談体制の充実

アンケート結果に被侵害行為などの訴えがあった場合は、個別に事情を聞き、保護者と連携を図りながら対応を行う。また、スクールカウンセラーなどを活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

(4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、次のア～キに留意して、いじめ対策会議が中心となって、迅速・適切に対処する。

ア 安全確保

いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を直ちに確保する。

イ 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、いじめの事実の有無を直ちに確認する。

ウ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、いじめを直ちに止めさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーなどの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援、いじめを行った児童への指導や保護者への助言を継続的に行い、対応内容を記録として残す。

エ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

オ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童と保護者の意向に配慮しつつ、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。特に、児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保と犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる場合は、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

カ インターネット上のいじめへの対処

インターネット上に不適切な書き込み等を行っていると連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童と保護者の了解を得て、プロバイダに削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除を要請する前に警察に通報・相談する。

キ 継続的な指導・支援

いじめ対策会議を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に把握する。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感などが回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、その背景にある原因やストレス等を取り除けるように支援し、相手を思いやる感情や規範意識を向上できるよう粘り強く指導するとともに、当該児童の保護者と連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

ク「いじめの解消」についての判断

平成29年3月14日改定の国の「基本方針」において、いじめが「解消している」状態として①「いじめに係る行為が止んでいること」、②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が少なくとも満たされている必要があるとされていることを踏まえ、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域の方々との信頼関係を強め、家庭や地域での児童の様子を気軽に相談できる体制の整備を進める。また、いじめの防止等の取組について、PTA総会や学級懇談会・個別面談などの機会に、必要に応じて情報交換を行い、学校行事への参加や連携した街頭指導を通じて、校外での児童の様子を把握に努める。

(6) 教職員の資質と能力の向上

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、全ての教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に取り組む資質と能力を身に付けられるよう、県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」や「いじめ問題対応ハンドブック」などを活用し、年2回（6月、12月）校内研修を行う。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめの防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価などを利用して確認するとともに、いじめ対策会議を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断と報告

いじめ防止対策推進法第28条に規定する次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際は、国立教育政策研究所が示している重大事態対応フロー図をもとに、適切な対処を直ちに行う。

○いじめにより、本校に在籍する児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより、本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、重大事態の判断については、国の「基本方針」に示された次の事項等に留意する。

※「生命、心身、財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合は、適切な対処を直ちに行う。

(2) 重大事態に関する報告、調査の実施、結果の報告と提供

重大事態が発生したと判断した場合は、国の「基本方針」に示された内容等に留意して、次の対処を行う。

ア 海南市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）に直ちに報告する。

イ 市教育委員会の判断に基づき、学校が主体となって調査を行う場合、いじめ対策会議が中心となって、事実内容を明確にするための調査に当たり、その結果を市教育委員会に報告する。

ウ 市教育委員会の判断に基づき、学校の設置者(ここでは市教育委員会)が主体となって調査を行う場合、いじめ対策会議は、事実内容を明確にするための調査に積極的な協力を行う。

エ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。

オ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童とその保護者に提供する。